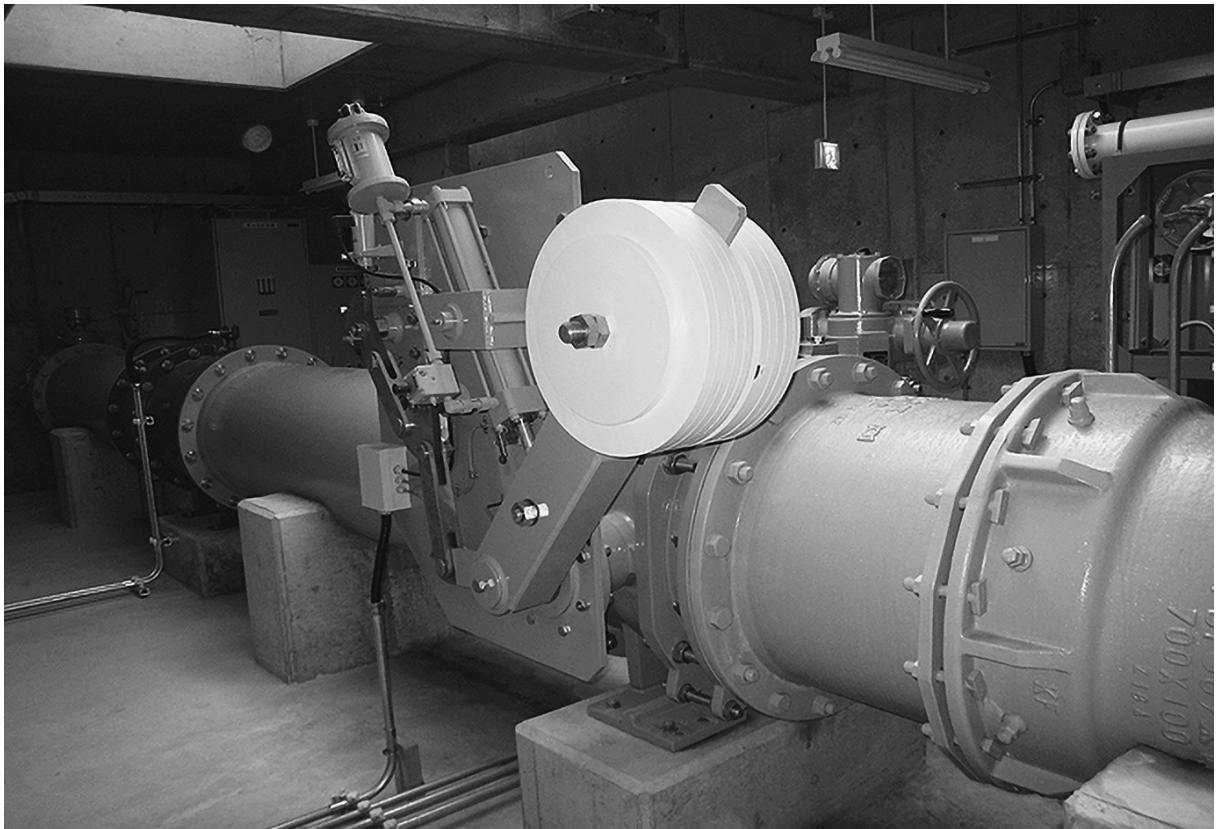


# V その他



江山水浄水場 緊急遮断弁

# 1 水道料金変遷表(令和6年4月1日現在)

【二部料金制となった昭和49年4月1日分から掲載】

改定年月日	S49.4.1	S51.4.1	S55.1.1	S56.7.1	H7.5.1	H11.5.1	H12.9.1	H13.3.1
平均改定率	32.84%	61.91%	14.92%	24.89%	19.52%	24.17%	△2.5%	△2.23%
基本料金	円	円	円	円	円	円	円	円
メーターの口径 13mm	150	240	290	320	400	450	420	410
〃 20mm	420	660	790	870	1,070	1,230	1,150	1,120
〃 25mm	710	1,110	1,330	1,470	1,810	2,080	1,950	1,900
〃 40mm	2,200	3,400	4,120	4,550	5,610	6,440	6,030	5,870
〃 50mm	3,800	5,900	7,090	7,800	9,600	11,100	10,400	10,100
〃 75mm	10,000	16,000	19,210	21,200	26,100	30,100	28,100	27,400
〃 100mm	21,000	33,000	39,220	43,500	53,300	61,300	57,500	56,000
〃 150mm	57,000	90,000	107,030	118,500	118,500	167,200	156,700	152,600
〃 200mm					248,000	349,900	327,900	319,200
従量料金(1m <sup>3</sup> につき)	円	円	円	円	円	円	円	円
1~10m <sup>3</sup>	15	19	22	29	35	44	43	42
11~20m <sup>3</sup>	27	43	49	64	76	96	95	93
21~40m <sup>3</sup>	32	57	65	86	102	129	127	124
41~200m <sup>3</sup>	38	70	80	105	125	159	156	153
201m <sup>3</sup> ~	48	90	100	131	155	197	194	190

- 注：1 平成元年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。
- 2 平成6年4月1日からメーターの口径200mm、基本料金248,000円を新設。
- 3 平成9年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

		H16. 11. 1						
		基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		メーター使用料		
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 410	1~10m <sup>3</sup>	円 42			
	〃	20mm	1,120	11~20m <sup>3</sup>	93			
	〃	25mm	1,900	21~40m <sup>3</sup>	124			
	〃	40mm	5,870	41~200m <sup>3</sup>	153			
	〃	50mm	10,100	201m <sup>3</sup> ~	190			
	〃	75mm	27,400					
	〃	100mm	56,000					
	〃	150mm	152,600					
	〃	200mm	319,200					
河 原 地 域			円 1,700	11m <sup>3</sup> ~	円 250			
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m <sup>3</sup>	円 500	9~30m <sup>3</sup>	円 80	メーターの口径	13mm	80
				31~50m <sup>3</sup>	90	〃	20mm	170
				51m <sup>3</sup> ~	100	〃	25mm	180
	営 業 用	0~15m <sup>3</sup>	1,350	16~30m <sup>3</sup>	90	〃	40mm	350
				31m <sup>3</sup> ~	100	〃	50mm	940
		学校プール用				80	〃	75mm
共 用	0~15m <sup>3</sup>	1,000	16~30m <sup>3</sup>	80	〃	100mm	2,300	
			31~50m <sup>3</sup>	90				
			51m <sup>3</sup> ~	100				

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

		H22. 7. 1						
		基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		メーター使用料		
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 410	1~10m <sup>3</sup>	円 42			
	〃	20mm	1,120	11~20m <sup>3</sup>	93			
	〃	25mm	1,900	21~40m <sup>3</sup>	124			
	〃	40mm	5,870	41~200m <sup>3</sup>	153			
	〃	50mm	10,100	201m <sup>3</sup> ~	190			
	〃	75mm	27,400					
	〃	100mm	56,000					
	〃	150mm	152,600					
	〃	200mm	319,200					
河 原 地 域			円 1,200	11m <sup>3</sup> ~	円 180			
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m <sup>3</sup>	円 500	9~30m <sup>3</sup>	円 80	メーターの口径	13mm	80
				31~50m <sup>3</sup>	90	〃	20mm	170
				51m <sup>3</sup> ~	100	〃	25mm	180
	営 業 用	0~15m <sup>3</sup>	1,350	16~30m <sup>3</sup>	90	〃	40mm	350
				31m <sup>3</sup> ~	100	〃	50mm	940
		学校プール用				80	〃	75mm
共 用	0~15m <sup>3</sup>	1,000	16~30m <sup>3</sup>	80	〃	100mm	2,300	
			31~50m <sup>3</sup>	90				
			51m <sup>3</sup> ~	100				

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

		H23. 9. 1						
		基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		メーター使用料		
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 460	1~10m <sup>3</sup>	円 46			
	”	20mm	1,250	11~20m <sup>3</sup>	100			
	”	25mm	2,120	21~40m <sup>3</sup>	134			
	”	40mm	6,500	41~200m <sup>3</sup>	161			
	”	50mm	11,200	201m <sup>3</sup> ~	200			
	”	75mm	30,400					
	”	100mm	62,000					
	”	150mm	170,000					
	”	200mm	350,000					
河 原 地 域	使用水量0~10m <sup>3</sup>		円 1,200	11m <sup>3</sup> ~	円 180			
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m <sup>3</sup>	円 560	9~30m <sup>3</sup>	円 90	メーターの口径	13mm	90
				31~50m <sup>3</sup>	100	”	20mm	190
				51m <sup>3</sup> ~	110	”	25mm	200
	営 業 用	0~15m <sup>3</sup>	1,510	16~30m <sup>3</sup>	100	”	40mm	390
				31m <sup>3</sup> ~	110	”	50mm	1,050
	学 校 プ ール 用					90	”	75mm
共 用	0~15m <sup>3</sup>	1,120	16~30m <sup>3</sup>	90		”	100mm	2,500
			31~50m <sup>3</sup>	100				
			51m <sup>3</sup> ~	110				

注：1 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

2 平成26年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

## H27. 9. 1

基本料金		従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		
	円		円	
メーターの口径	13mm	460	1~10m <sup>3</sup>	46
〃	20mm	1,250	11~20m <sup>3</sup>	100
〃	25mm	2,120	21~40m <sup>3</sup>	134
〃	40mm	6,500	41~200m <sup>3</sup>	161
〃	50mm	11,200	201m <sup>3</sup> ~	200
〃	75mm	30,400		
〃	100mm	62,000		
〃	150mm	170,000		
〃	200mm	350,000		

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

そ  
の  
他

			H29. 4. 1			H30. 4. 1		
			基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
			円		円	円		円
旧簡易水道事業給水区域を除く給水区域	メーターの口径	13mm	460	1~10m <sup>3</sup>	46	840	1~10m <sup>3</sup>	52
	"	20mm	1,250	11~20m <sup>3</sup>	100	1,950	11~20m <sup>3</sup>	104
	"	25mm	2,120	21~40m <sup>3</sup>	134	3,160	21~40m <sup>3</sup>	139
	"	40mm	6,500	41~200m <sup>3</sup>	161	9,400	41~200m <sup>3</sup>	166
	"	50mm	11,200	201m <sup>3</sup> ~	200	16,700	201m <sup>3</sup> ~	202
	"	75mm	30,400			43,900		
	"	100mm	62,000			88,000		
	"	150mm	170,000			240,000		
	"	200mm	350,000			400,000		
旧簡易水道事業給水区域	メーターの口径	13・20mm	950	1~30m <sup>3</sup>	72	950	1~30m <sup>3</sup>	72
	"	25・30mm	1,480	31~50m <sup>3</sup>	83	1,480	31~50m <sup>3</sup>	83
	"	40mm	3,800	51m <sup>3</sup> ~	99	3,800	51m <sup>3</sup> ~	99
	"	50mm	5,950			5,950		
	"	75mm	13,390			13,390		

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

R元. 10. 1					R2. 4. 1					
基本料金			従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		基本料金			従量料金 (1m <sup>3</sup> につき)		
		円		円		円		円		
旧簡易水道事業給水区域を除く給水区域	メーターの口径	13mm	840	1~10m <sup>3</sup>	52	メーターの口径	13mm	840	1~10m <sup>3</sup>	52
	〃	20mm	1,950	11~20m <sup>3</sup>	104	〃	20mm	1,950	11~20m <sup>3</sup>	104
	〃	25mm	3,160	21~40m <sup>3</sup>	139	〃	25mm	3,160	21~40m <sup>3</sup>	139
	〃	40mm	9,400	41~200m <sup>3</sup>	166	〃	40mm	9,400	41~200m <sup>3</sup>	166
	〃	50mm	16,700	201m <sup>3</sup> ~	202	〃	50mm	16,700	201m <sup>3</sup> ~	202
	〃	75mm	43,900			〃	75mm	43,900		
	〃	100mm	88,000			〃	100mm	88,000		
	〃	150mm	240,000			〃	150mm	240,000		
旧簡易水道事業給水区域	メーターの口径	13・20mm	950	1~30m <sup>3</sup>	72					
	〃	25・30mm	1,480	31~50m <sup>3</sup>	83					
	〃	40mm	3,800	51m <sup>3</sup> ~	99					
	〃	50mm	5,950							
	〃	75mm	13,390							

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

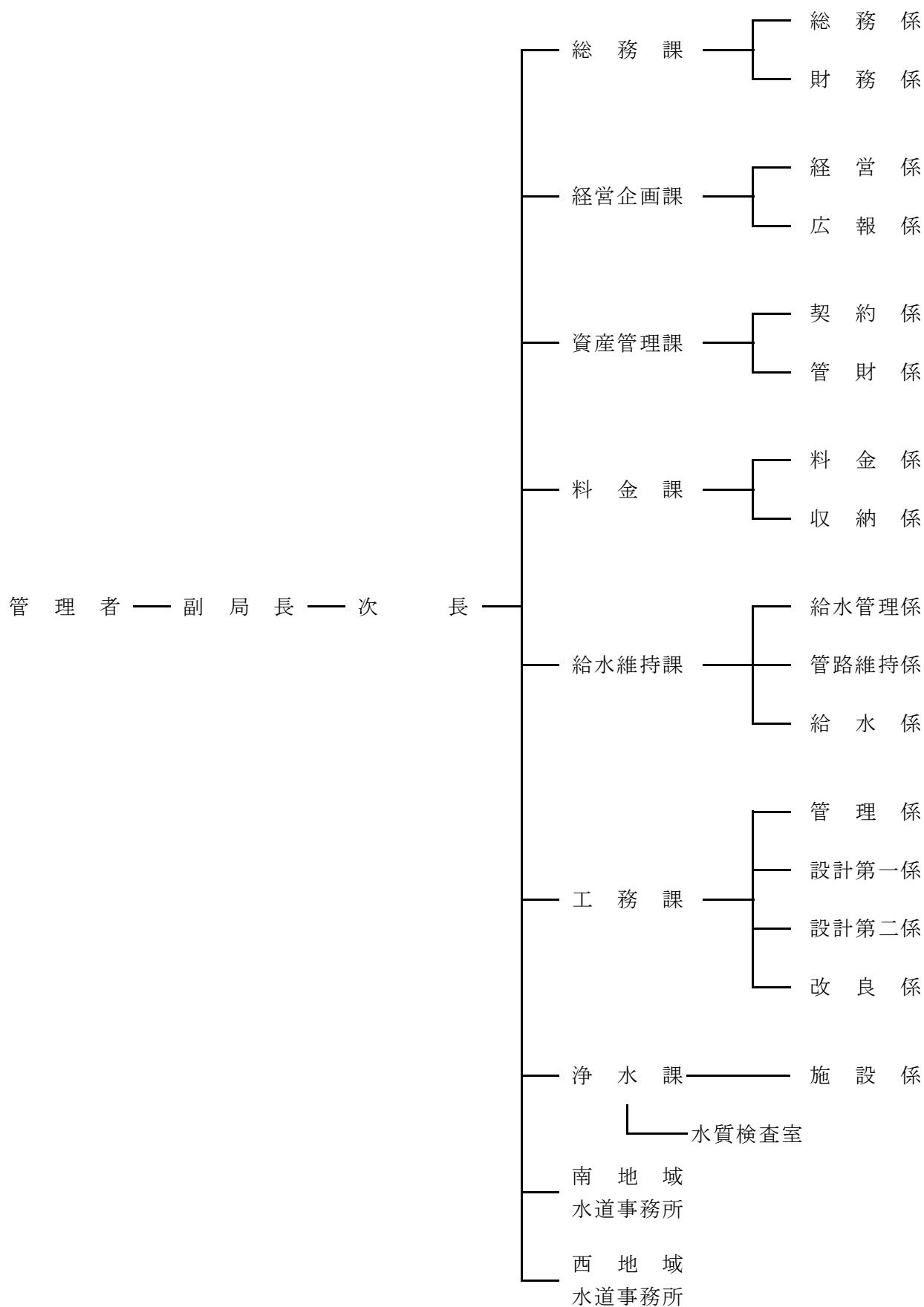
注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

そ  
の  
他



## 2 機構及び職制（令和6年4月1日現在）

### (1) 水道局の機構



(2)職員配置状況

(鳥取市職員定数条例による職員定数:110人)

職名 課・係名	副局長	次 長	課 長 級		課長補佐級		係 長 級		主 任	主 事 ・ 技 師	職 員 数	市 長 部 局 併 任	再 任 用 職 員 ( 短 時 間 )
			課 長 ・ 室 長	参 事	課長補佐 所長補佐	主 査	係 長	主 幹					
副局長	1										1		
次 長		2									2		
総務課			(1)		1						8		
総務係							1	【1】		2			
財務係							(1)	1		2			
経営企画課			1		1						8		
経営係							(1)	3					
広報係							1		1	1			
資産管理課			1		1						8		
契約係							1			2			
管財係							(1)	1	【1】	1			
料金課			1		1						10		
料金係						1	1	2	1	1			
収納係							(1)	1		1		4	1
給水維持課			(1)		1						13		
給水管理係							1		1	1			
管路維持係							(1)	1	1【1】	1			
給水係							1	3	1				
工務課			1		1						17		
管理係							1		1				
設計第一係							1	1	1	1			
設計第二係							1	2	2				
改良係							(1)	1	1	2			
浄水課			1		1						17		
施設係						2	(1)	6	3				
水質検査室			(1)					2	1	1			
南地域水道事務所			1		1			5		1	8	5	
西地域水道事務所			1		1			4	1		7	7	
職員数	1	2	7	0	9	3	9	34	17	17	99		

注1:水道事業管理者を除く。

注2:( )内は兼職及び事務取扱の数(職員数に含まず。)

注3:【 】内は再任用職員(フルタイム)の数(職員数に含める。)

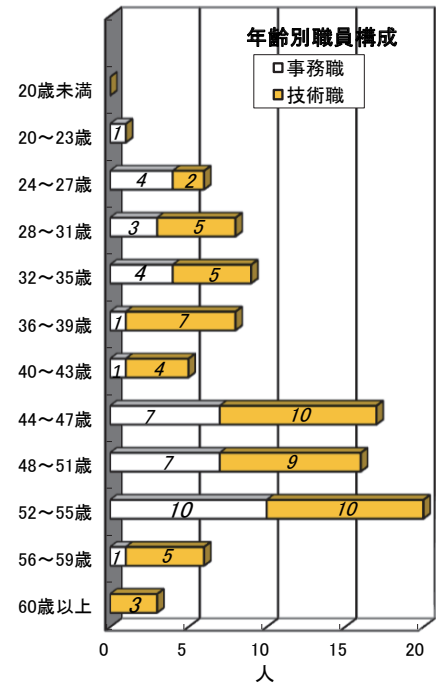
そ  
の  
他

### (3) 職員構成

#### ア 年齢別職員構成

(単位：人・%)

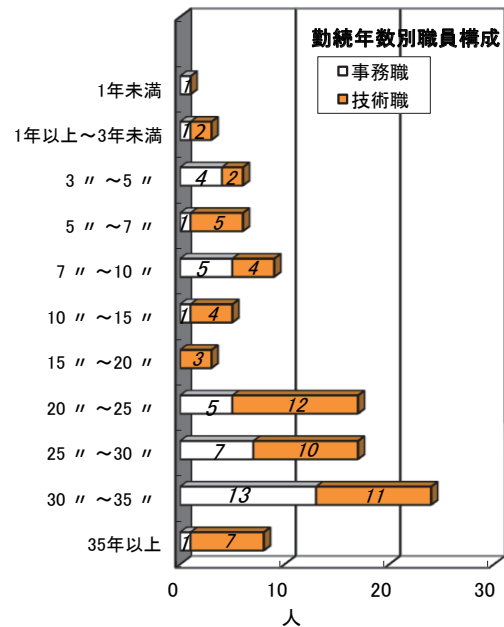
種別 年齢	事務職	技術職	合計	構成比
20歳未満	0	0	0	0.0
20～23歳	1	0	1	1.0
24～27歳	4	2	6	6.1
28～31歳	3	5	8	8.1
32～35歳	4	5	9	9.1
36～39歳	1	7	8	8.1
40～43歳	1	4	5	5.1
44～47歳	7	10	17	17.2
48～51歳	7	9	16	16.2
52～55歳	10	10	20	20.0
56～59歳	1	5	6	6.1
60歳以上	0	3	3	3.0
合計	39	60	99	100
平均年齢	43歳9月	45歳5月	44歳9月	-



#### イ 勤続年数別職員構成

(単位：人・%)

種別 年数	事務職	技術職	合計	構成比
1年未満	1	0	1	1.0
1年以上～3年未満	1	2	3	3.0
3 " ～5 "	4	2	6	6.1
5 " ～7 "	1	5	6	6.1
7 " ～10 "	5	4	9	9.1
10 " ～15 "	1	4	5	5.1
15 " ～20 "	0	3	3	3.0
20 " ～25 "	5	12	17	17.1
25 " ～30 "	7	10	17	17.2
30 " ～35 "	13	11	24	24.2
35年以上	1	7	8	8.1
合計	39	60	99	100
平均勤続年数	21年2月	21年11月	20年7月	-



## (4) 事務分掌

### 総務課

- (1) 条例、規程等の制定及び改廃に関する事。
- (2) 公印及び文書に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 資金計画に関する事。
- (5) 業務状況説明書及び統計に関する事。
- (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (7) 物品の購入及び検収に関する事。
- (8) 物品の保管、出納及び処分に関する事。
- (9) 職員の任免、配置、分限、懲戒、服務、給与及び人事記録に関する事。
- (10) 褒賞及び表彰に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 職員の研修、厚生、福祉及び安全衛生に関する事。
- (13) 職員の公務災害補償に関する事。
- (14) 収支伝票の審査、執行及び諸支払証書の整理保管に関する事。
- (15) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関する事。
- (16) 起債に関する事。
- (17) 情報公開に関する事。
- (18) 児童手当に関する事。
- (19) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。
- (20) 他課及び水道事務所に属しない事。

### 経営企画課

- (1) 総合計画、財政計画及び経営改善に関する事。
- (2) 水道事業認可申請に関する事。
- (3) 行財政改革に関する事。
- (4) 料金制度に関する事。
- (5) 水道施設の調査及び計画に関する事。
- (6) 鳥取市水道事業審議会条例（昭和56年鳥取市条例第32号）に規定する鳥取市水道事業

審議会の庶務に関すること。

- (7) 広報及び水道史に関すること。
- (8) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

### **資産管理課**

- (1) 工事、工事に係る測量、設計及び地質調査に係る委託業務（以下「工事関連委託業務」という。）の入札及び契約に関すること。
- (2) 物品及び委託業務（工事関連委託業務を除く。）の入札及び契約に関すること。
- (3) 局の資産の維持管理に関すること。
- (4) 資産台帳の整備に関すること。
- (5) 管路情報管理システムに関すること。
- (6) 庁舎の警備に関すること。
- (7) 庁内LANの運用管理に関すること。
- (8) 市有地等における放置自動車の処理に関すること。
- (9) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

### **料金課**

- (1) 水道料金等の収納（工業用水道に係るもの（以下「工水」という。）を除く。）に関すること。
- (2) 水道の使用開始及び中止に関すること。
- (3) 水道料金の調定、賦課等に関すること。
- (4) 水道料金の未収金整理及び給水停止に関すること。
- (5) 水道使用水量に関すること。
- (6) 水道料金システムの運用管理に関すること。
- (7) 下水道使用料及び集落排水施設使用料及び浄化槽等使用料の算定に関すること。
- (8) 屋内漏水調査に関すること。
- (9) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

### **給水維持課**

- (1) 送水管、配水管等の維持管理（工水を除く。）に関すること。
- (2) 給水装置及びその工事に関すること。

- (3) 分担金、納付金、工事負担金その他の費用の調定、賦課等に関する事。
- (4) 給水装置工事の申込みに伴う配水管布設に関する事。
- (5) 量水器の管理に関する事。
- (6) 貯水槽水道に関する事。
- (7) 指定給水装置工事事業者に関する事。
- (8) 開発団地水道施設工事の設計審査、検査及び精算に関する事。
- (9) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。

### **工務課**

- (1) 送水管、配水管等の布設に関する事。
- (2) 水道の工事負担金その他の費用の調定及び賦課等に関する事。
- (3) 設計積算システムの運用管理に関する事。
- (4) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。

### **浄水課**

- (1) 浄水場、水源地、配水地等に関する事。
- (2) 水道の水質管理に関する事。
- (3) 水道の取水、導水、浄水、送水及び配水に関する事。
- (4) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。

### **南地域水道事務所**

- (1) 水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (2) 所の所管に属する資産の維持管理に関する事。

### **西地域水道事務所**

- (1) 水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (2) 工業用水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (3) 所の所管に属する資産の維持管理に関する事。

